

判決概要⑤ (R3.1.26 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和 2 年 2 月 19 日
裁判所	福島地方裁判所
裁判官	[裁判長裁判官] 遠藤東路、[裁判官] 工藤哲郎、奥山拓哉
一番原告らの請求内容の概要	福島県中通り地域に居住していた原告（提訴時 52 名※）が、被告東電に対し、原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、本件事故による慰謝料等の賠償を求めた事案。 ※（出典）地裁判決正本における「第 2 部 事案の概要等」> 第 1 章 事案の概要
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 3 年 1 月 26 日
裁判所	仙台高等裁判所（第 2 民事部）
裁判官	[裁判長裁判官] 小林久起、[裁判官] 鈴木桂子、本多幸嗣
判決の概要（損害論）	<p>○被侵害利益ないし損害額（慰謝料額）の算定方法について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的避難等対象区域に居住していた原告らについて、放射線被ばくに対する恐怖や不安により平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間に被った精神的苦痛については、社会生活上受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたものと評価するのが相当であるとした上で、各自の生活状況等により精神的苦痛等の損害の生じる態様に差異があるとしても、精神的損害の根幹部分は共通するものであって、生活状況等の違いにより大きな差が生ずるものとは評価できないとし、以下の損害額のとおり説示（P28～33）。 <p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「損害が基本的に共通するという性質を考慮した上でもなお異なる損害を算定すべきであるといえるような特別の事情が、各原告の被害状況において認められない限り、」原告一人あたり 30 万円が相当と認定（P32～）。 ・最終的には各原告の被害状況について上記特別の事情は認められないとし、一律 30 万円の慰謝料を認めるのが相当であるとした（P34～35）。
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 4 年 3 月 7 日
裁判所	最高裁判所（第三小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 林道晴、[裁判官] 戸倉三郎、宇賀克也、長嶺安政、渡邊恵理子
決定の内容（上告/上告受理申し立て）	[東電] -/不受理 [原告] -/-